定額割引プラン

需給契約条件

2026 年 11 月 1 日

株式会社ナンワ

目次

1　適用範囲 1

2　供給電気方式，供給電圧および周波数 1

3　料金 1

4　その他 3

附則 4

別表 5

1　適用範囲

この需給契約条件は，低圧で電気の供給を受けて，電灯または小型機器を使用するお客さまで，契約電流が 30 アンペア以上であり，かつ，60 アンペア以下である需要で，お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

2　供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相２線標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には，交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

3　料金

料金は，基本料金，電力量料金の合計から割引額を差し引いたものに，電気供給条件[低圧]（以下，「電気供給条件」といいます。）別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし，電力量料金は，電気供給条件別表２（燃料費調整）により，燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし，電気供給条件別表３（離島ユニバーサルサービス調整）により，離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

（１）基本料金

基本料金は，１月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電流 30 アンペア	１，３２５円０７銭
契約電流 40 アンペア	１，７６６円７６銭
契約電流 50 アンペア	２，２０８円４５銭
契約電流 60 アンペア	２，６５０円１４銭

（２） 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	１８円３３銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	２３円９３銭
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	２５円８３銭

（３） 定額割引

１月につき次のとおり定額割引を適用いたします。ただし，次のいずれかに該当する場合は，定額割引を適用いたしません。

イ　日割計算の対象となる場合

ロ　料金の算定期間中にまったく電気を使用しない場合

定額割引	１００円００銭

（４） 年額割引

契約の適用開始の日（適用期間を延伸する場合は，延伸された適用期間の始期といたします。）が属する月の翌年および翌々年の同月分の料金に年額割引を適用いたします。ただし次のいずれかに該当する場合は，年額割引を適用いたしません。

イ　日割計算の対象となる場合

ロ　料金の算定期間中にまったく電気を使用しない場合

年額割引	７７７円００銭

（５） 最低月額料金

（１）から（２）によって算定された基本料金と電力量料金との合計から（３）および（４）の割引額を差し引いた合計が次の最低月額料金を下回る場合は，その１月の料金は，最低月額料金および電気供給条件別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1契約につき	３９７円５８銭

4　その他

（1） 日割計算を行う場合は，電気供給条件 18（日割計算）に準じて料金を算定いたします。なお，最低月額の日割計算は，電気供給条件 18（日割計算）に準じるものとし，料金適用上の電力量区分の日割り計算は，別表（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算定）によるものといたします。

（2） この需給契約条件に定めのない事項については，電気供給条件によるものといたします。

附則

（この需給契約条件の実施期日）

この需給契約条件は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

別表

（料金適用上の電力量区分の日割計算の算定式）

（１） 料金適用上の電力量区分を日割りする場合の基本算式は，次のとおりといたします。

$$\text{第１段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第１段階料金適用電力量とは，最初の 120 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第２段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお，第２段階料金適用電力量とは，120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

（２） （１）によって算定された第１段階料金適用電力量および第２段階料金適用電力量の単位は１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（３） 電気供給条件 17（料金の算定）(1) ハに該当する場合は，(1) の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \quad \text{は，} \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

（４） 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の（１）および（３）の「検針期間の日数」および「暦日数」は，次によります。

イ 検針期間の日数

（イ） 電気の供給を開始した場合は，開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から，需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

（ロ） 需給契約が消滅した場合は，消滅日の直前の検針日から当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ 暦日数

（イ） 電気の供給を開始した場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

（ロ） 需給契約が消滅した場合は，そのお客さまの属する検針区域の検針の基準

となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。